

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、坂出市林田土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成20年2月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	熊本 美文	坂出市林田町1065番地4	平成19年10月5日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	末澤 明	坂出市林田町975番地2	平成19年10月6日